

歯科技工士法施行細則及び歯科技工士試験委員規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年8月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第58号

歯科技工士法施行細則及び歯科技工士試験委員規則の一部を改正する規則
(歯科技工士法施行細則の一部改正)

第1条 歯科技工士法施行細則(昭和31年香川県規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出等の様式) 第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)第10条の規定による出願 <u>歯科技工士国家試験合格証明書交付出願書</u>(第4号様式)</p>	<p>(届出等の様式) 第2条 次の各号に掲げる届出又は出願は、それぞれ当該各号に定める様式により行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)第10条の規定による出願 <u>歯科技工士試験合格証明書交付出願書</u>(第4号様式)</p>

第4号様式（第2条関係）

（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

歯科技工士国家試験合格証明書交付出願書

年 月 日

香川県知事 殿

出願者 住 所
氏 名

合格証書を破損（汚損、亡失）したので、歯科技工士法施行規則第10条の規定により合格証明書の交付を出願します。

合格した者	本 籍 地 都 道 府 県 名 (日本の国籍を有しない者 にあつては、その国籍)	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
合 格 し た 年 月		年 月 (ころ)

第4号様式（第2条関係）

（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

歯科技工士試験合格証明書交付出願書

年 月 日

香川県知事 殿

出願者 住 所
氏 名

合格証書を破損（汚損、亡失）したので、歯科技工士法施行規則第10条の規定により合格証明書の交付を出願します。

合格した者	本 籍 地 都 道 府 県 名 (日本の国籍を有しない者 にあつては、その国籍)	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
合 格 し た 年 月		年 月 (頃)

(歯科技工士試験委員規則の一部改正)

第2条 歯科技工士試験委員規則（昭和48年香川県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>歯科技工士国家試験委員規則</u></p> <p>(試験委員の設置)</p> <p>第1条 歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条の規定により行う<u>歯科技工士国家試験</u>の問題の作成、採点その他試験に関する事務を行わせるため、<u>歯科技工士国家試験委員</u>(以下「試験委員」という。)を置く。</p>	<p style="text-align: center;"><u>歯科技工士試験委員規則</u></p> <p>(試験委員の設置)</p> <p>第1条 歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条の規定により行う<u>歯科技工士試験</u>の問題の作成、採点その他試験に関する事務を行わせるため、<u>歯科技工士試験委員</u>(以下「試験委員」という。)を置く。</p>

附 則

この規則は、平成21年9月1日から施行する。